

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

規 則

○財務規則の一部を改正する規則

告 示

○平成八年宮城県告示第四百十二号（工事請負契約書及び変更契約書の様式）の一部改正

（会 計 課）

一

（契 約 課）

一

ページ

規 則

財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第四十四号

財務規則の一部を改正する規則

財務規則（昭和三十九年宮城県規則第七号）の一部を次のように改正する。

目次中「・第二百二十条」を削る。

第三十七条第二項ただし書を次のように改める。

ただし、次の各号に掲げる場合において、あらかじめ出納局会計課長と協議し、承認を受けているときは、第一号に掲げる場合にあつては領収した日の翌日から起算して五営業日以内に、第二号に掲げる場合にあつては旅行期間の末日の翌営業日までに、指定金融機関等に払い込むことができる。

一 領収する現金等が少額であると見込まれるとき。

二 出張して現金等を領収する場合であつて、領収した日の翌営業日までに指定金融機関等に払い込むことが困難であるとき。

第二百二十二条第一項中「年三パーセント」を「年二・九パーセント」に改める。

第二百十九条を削り、第二百二十条を第二百十九条とする。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第二百二十二条第一項の規定は、平成二十六年度に係る会計事務から適用し、平成二十五年年度に係る会計事務については、なお従前の例による。

告 示

○宮城県告示第三百十三号

平成八年宮城県告示第四百十二号（工事請負契約書及び変更契約書の様式）の一部を次のように改正し、平成二十六年四月一日から施行する。

平成二十六年三月三十一日

宮城県知、事 村 井 嘉 浩

様式第一号の第三十五条第七項、第四十六条第二項及び第三項、第五十条第三項並びに第五十二条第一項及び第二項中「第3. 0パーセント」を「第2. 9パーセント」に改める。